

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		自立支援教育訓練給付金の支給
根拠条例・規則等名		母子及び父子並びに寡婦福祉法
条 項		第 31 条、第 31 条の 10
所 管 部 課		子ども未来局子ども育成部子育て支援課（電話：048-829-1270）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱による（別紙参照）
	設定等年月日	平成17年8月1日設定 令和4年10月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

## さいたま市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給するための事業実施に関する必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条1項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している女子をいう。
- (2) 父子家庭の父 法第6条2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している男子をいう。
- (3) 児童 法第6条3項に規定する20歳に満たない者をいう。
- (4) 訓練給付金 法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

### (対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、さいたま市内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次に掲げる支給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に定める児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

### (対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

### (支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号の定める額とする。

- (1) 受講開始日（受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の

出席第1日目とは限らない)、通信制(通信制に準ずるものを含む。)教育訓練の場合は受講申込み後、はじめて教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とすること。以下同じ。)現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (3) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という)の額を差し引いた額(その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

(事前相談の実施)

第6条 支給要件の審査に際しては、母子・父子自立支援員又はひとり親家庭就業・生活相談員が、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談(以下「事前相談」という。)に応じるとともに支給要件について確認する。

- 2 事前相談においては、希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ対象講座の指定を行うなど、受講の必要性について十分把握する。

(対象講座の指定申請)

第7条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書(様式第1号)(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- 2 受講対象講座指定の申請には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者の児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し若しくは前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明

らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(4) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

（対象講座の指定）

第8条 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、支給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

2 市長は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（様式第2号）（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により通知する。

（対象講座の審査）

第9条 支給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員及びひとり親家庭就業・生活相談員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。

2 支給要件の審査にあたっては、以下の事項に留意すること。

(1) 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、支給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

(2) 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、受給状況を十分聴取した結果、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、支給することとして差し支えない。

(3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握したうえでなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

(4) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(5) 就業経験が乏しい者など、特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を確定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

（支給申請）

第10条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、市長に対して、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号）（以下「支給申請書」という。）を提出する。

2 支給申請は、受講修了日（教育訓練施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づい

て受講者の教育訓練修了を証明する日とすること)の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者の児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し若しくは前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (4) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- (5) 受講対象講座指定通知書の写し
- (6) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (7) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書又は受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。)
- (8) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第8条の規定に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

(支給決定)

第11条 市長は、支給申請を受けた場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第4号)により通知することとし、支給の決定を行わない場合には、自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(支給額の算定)

第12条 訓練給付金の支給額は、教育訓練経費に基づき算定する。

2 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた経費とし、以下のとおりとする。

- (1) 入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）
- (2) 受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））

3 教育訓練経費の対象除外経費は次の経費とする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 教育訓練の補講費
- (4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等

4 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

5 教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とする。

6 クレジットカードの利用等クレジットが会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費に該当しない。

7 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。

（支払）

第13条 市長は、支給決定の通知を行った場合、申請者へ速やかに算定額の支払処理をする。

（訓練給付金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けたものがあるときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 第4条の規定は、施行日以後に第3条に規定する講座を開始した第2条に規定する受給資格者（以下「受給資格者」という。）について適用し、施行日前に同条に規定する講座を開始した受給資格者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、平成28年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 2 第5条の規定は、平成29年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にかからじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- 4 平成29年4月1日以前に教育訓練講座の指定を受けている者が、教育訓練講座を修了し、訓練給付金の申請を行う場合は、なお従前の様式による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。
- 2 平成29年8月16日以前に教育訓練講座の指定を受けている者が、教育訓練講座を修了し、訓練給付金の申請を行う場合は、従前の様式によることも可とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日より適用する。
- 2 第5条の規定は、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 さいたま市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱（以下、「改正要綱」という。）施行の際現にある改正要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなすこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年7月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号のただし以下の規定は、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和3年3月31日以前に対象講座の指定を受けている者が、対象教育訓練を修了した後に、訓練給付金の支給申請を行う場合は、従前の様式によることを可とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

(経過措置)

- 3 令和4年3月31日以前に対象講座の指定を受けている者が、対象教育訓練を修了した後に、訓練給付金の支給申請を行う場合は、従前の様式によることを可とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月13日から施行し、令和4年10月1日より適用する。

(経過措置)

- 3 令和4年9月31日以前に対象講座の指定を受けている者が、対象教育訓練を修了した後に、訓練給付金の支給申請を行う場合は、従前の様式によることを可とする。